

『 電子申告 』

今年も個人の確定申告の時期がやってきました。

平成 18 年分の確定申告が 2 月 16 日より始まっております。

さて、今、税務業界で大きなテーマとなっているものの 1 つに電子申告 (e-Tax) があります。

電子申告とは、インターネットを活用して国税に関するさまざまな納税や、申告、申請等を提出できるシステムのことです。利用者は、納税者本人又は、その代理人 (税理士等) に限られています。

電子申告によるメリットは、

国税に関する申告等に関する手続きについては、従来、書面で提出することが義務づけられていましたが、これに代えて、国税庁の提供するソフトで作成した申告及び申請、届出等に関する電子データをインターネット経由で直接、国税庁の受付システムに送信することにより、これらの手続きを済ませることができるようになることです。

また、これまで税務署や金融機関の窓口で現金と納付書を持参しなければならなかった納税手続きについても、インターネットバンキング、モバイルバンキングや ATM を利用して手続きを行うことが出来るようになります。

今 1 つのメリットは、これらの業務を、いつでも、どこでも、できるということです。

特に個人の確定申告時期など混雑した税務署で長時間待たされることなく、自宅をはじめ、どこからでも、しかも、自分の都合の良い時にこれらの仕事ができることです。

電子申告を利用するためには、

まず、利用開始届出書を所轄の税務署に提出します。

税務署では、この利用開始届出の審査を行ない、利用者に利用者識別番号、暗証番号及び e-Tax ソフト (CD-ROM) を送付します。

利用者は、送られてきた、e-Tax ソフトのインストール (e-Tax ホームページからのダウンロードでも取得可能) を行ない、暗証番号の変更及び電子証明書の登録を行います。

そして、いよいよ、活用することができることとなりますが、申告等のデータを送信する場合には、従来の自署、押印に代わるものとして、電子署名を行ない、電子証明書を付けて送信することとなります。

電子申告は、そのメリットの大きな反面、システムの特長や納税者の権利義務に関する重要な電子データを扱う観点から、手続き操作が複雑でかなりの負担があり、国の予定した程、普及されていないというのが実態です。

平成 13 年 1 月に「IT 基本法」が施行され、以降、これに基づくいくつかの「e-japan 戦略」が設けられ、平成 18 年 1 月に「IT 新改革戦略」が公表されました。

これによりますと、国税関係各手続全体のオンライン利用率の年度目標は、平成 18 年度 2%、平成 19 年度 3%、平成 20 年度 8%、平成 21 年度 22%、そして、平成 22 年度末には 50%となっています。

この目標達成に向けて、納税者の利便性が一段と拡充されています。

本年1月から、税理士関与の納税者については、申告にあたって、税理士が代理送信する際には、納税者本人の電子署名を省略することができるようになりました。

また、税理士関与の納税者については、申告に添付する書類を税理士が保管することにより、添付書類の送付を省略することが検討されています。

これらは、納税者にとってはかなり、事務負担の軽減となり、税理士関与のメリットが大きくなります。

弊、アイクス税理士法人では、これを機に、平成18年分の所得税の確定申告を始め、今後、毎月発生する法人の申告のすべてを、「e-Tax」を利用して申告することに致しました。

税理士会に於ける、電子申告の取扱いの評価は様々ですが、上記数値からも解るようにあまり積極的でないというのが実態であります。

推進に当っては、税理士事務所のIT化等、インフラ整備やスタッフのスキルアップが求められます。

しかし、税理士の社会的貢献が求められている今、国の推進する電子立国への協力は、税理士会を挙げて積極的に取り組むべき課題と考えています。

平成19年2月26日

アイクス税理士法人

代表社員 飯田 昭夫